

廃棄予定簿冊全体に対する意見の要旨及び県の考え方

廃棄予定簿冊全体に対する意見・・・・・・・・・・6件

番号	意見の要旨	意見に対する県の考え方
1	将来、研究者が廃棄・保存の決定を確認できるよう、本意見の募集に提示された「廃棄文書台帳」を保管および公開していただくようお願いいたします。	○廃棄文書台帳は、文書の保存期間満了年度の翌年度から起算して5年を保存期間としております。したがって、本意見の募集に提示した廃棄文書台帳も同様の期間保存することとしております。なお、保存期間内は県の情報公開条例に定める手続きにより公開可能です。
2	意見の募集に提示された「廃棄文書台帳」において、予定されている処分（保管・延期・廃棄）を明記していただきたいです。意見を募集される側としては、行政はどれだけ量や具体的にどの文書を保管したいかを知れば、意見をより立てやすくなります。	○次年度からは、歴史的文書として保管することが決定した文書についても公開してまいります。 ○保存期間を延長することが決定した文書については、当該延長期間が満了した後、廃棄することが決定した時点で公開することとしております。

番号	意見の要旨	意見に対する県の考え方
3	<p>歴史文書として保存すべき文書の判断において、簿冊名だけで十分でなく、その内容も、検証されやすいように工夫する必要があります。例えば大学生あるいは大学院生がそのような資料を手にした際、政策のきめ細かい過程をたどるようにしないと、研究作業に十分生かせず、保存された歴史資料そのものの価値が半減します。これは、社会人となる学生の公共政策の形成に関するリアリティの認識や自治体の活動への親近感を増進させるものであり、人材の育成に役立つものでもあります。簿冊の作成にかかわる職員の研修及び判別作業に従事する職員の「認証アーキビスト」資格の取得を促していただきたいです。</p>	<p>○廃棄予定簿冊は年間約3万冊に及んでおり、すべての文書に対し、内容を記載し公開することは難しいと考えます。</p> <p>○簿冊の作成にかかわる職員の研修につきまして、県では、毎年度、歴史的文書の概念、収集基準等について職員の理解を深めるための研修を実施しております。</p> <p>○また、新規採用職員に対しては、公文書の作成から整理、保存及び廃棄に至るまでの一連の流れを学べるようカリキュラムを組んでおり、本研修の中で、歴史的文書及び公文書コーナーの役割についても説明しております。</p> <p>○今後も本研修を継続して実施することで、職員一人ひとりが適切に公文書を取扱う意識の醸成に努めてまいります。</p> <p>○認証アーキビスト資格の取得についてですが、公文書館法において、国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有するとされており、公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を配置するものとされておりますが、同法附則で、地方公共団体が設置する公文書館には、当分の間、専門職員を置かないことができるとされています。</p> <p>○そのため、本県の公文書コーナーでは、現在、専門職員は配置しておりませんが、国立公文書館が主催するアーカイブズ研修に職員を派遣するなど、適切な公文書の取扱いについて学ぶことで、公文書の管理に携わる職員の資質の向上に努めてまいります。</p>
4	<p>歴史的な文書等収集基準及び廃棄予定簿冊に対する「意見の要旨及び県の考え方」における解答に加え、最終処理の台帳（根拠基準を明記したもの）も追加していただくと助かります。</p>	<p>○廃棄処分を予定していたものの、ご意見をいただき、歴史的な文書に処分を変更する場合は、該当する「歴史的な文書等収集基準」を示したうえで公表するようにいたします。また、保存期間を延長することとしたものは、昨年同様公表いたします。</p>

番号	意見の要旨	意見に対する県の考え方
5	<p>廃棄予定簿冊とは別に、同じ時期に保存期間満了を迎えた文書で、①歴史的文書として保存することが決定したもの、②保存期間延長が決定したもののについて、それぞれリストを示すべき。</p>	<p>○令和4年3月31日をもって保存期間を満了した文書のうち、歴史的文書として保管することが決定した文書は126冊です。これらの文書は令和5年1月から利用することが可能となっております。</p> <p>○なお、次年度からは、歴史的文書として保管することが決定した文書についても、リストを公開してまいります。</p> <p>○保存期間を延長することが決定した文書については、当該延長期間が満了した後、廃棄することが決定した時点で公開することとしております。</p>
6	<p>昨年度の結果をみながら、行いたいと考えていこうとしていたところ、県のWebサイトからはなくなっておりました。また、最近の県のWebサイトの更新で探さないと、意見を募集のページがみえなくなっておりました。次年度には改善をお願いいたします。</p> <p>簿冊などで考えていたこともあり、「延長」という判断への疑問なども含めて。システムの面での意見もあります。そうした意見を意見提出用紙で記載していこうとしていたら、昨年度と書式が変更されていることに、かなりあとになってきがつきました。</p> <p>このため、制度、システムの面での意見・要望をだせる仕組み・用紙などがあれば幸いです。時間切れで、簿冊全部への意見提出はできておりませんし、期限延長などがあれば幸いです。</p>	<p>○過年度の結果につきましては、掲載するようにいたします。また、次年度以降は、意見募集の掲載期間中は、県の公式ウェブサイト内の総務文書課の新着情報に掲載し続けるよう改善いたします。</p> <p>○廃棄予定簿冊に対する意見の募集は、令和3年度から実施しておりますが、制度等に対するご意見・ご要望につきましては、制度見直しの時期などを勘案しながら、数年ごとに実施してまいります。</p> <p>○意見募集の期間を延長することについては、書庫の収容量に限りがあることから難しいと考えており、従来のおり1か月とさせていただきたいと考えております。</p>